

## 社団法人 横須賀三浦建設協会職員給与規定

### (目的)

第1条 この規定は、定款第17条第2項及び第3項に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与委員会)

第2条 理事長は、前条の事項を定めるにあたり、必要と認めるときは、給与委員会を招集し、これを諮問する。

2 給与委員会は、理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

### (給与の支払い)

第3条 給与の計算期間は、月の21日より翌月の20日までとし、その支給日は、毎月25日とし、理事長が支給する。ただし、支給日が休日の場合は、その前日又は前々日を支給日とする。

### (基本給)

第4条 職員の受ける基本給は、当該職員の年齢、経験、並びに職務内容並びに現行職員給与等を考慮に入れて、給与委員会がこれを定め、理事長が決定する。

### (給与の支給)

第5条 新たに職員となったものは、その日から給与を支給し、昇給、降給等により給与額に異動が生じたものには、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が死亡し、退職し、または、解雇されたときには、本人、あるいは、遺族から請求のあった日より7日以内に在職日までの給与を支給する。

3 前2項の規定によって給与を支給する場合、給与の計算期間の初日から支給するとき以外又は、給与の計算期間の末日まで支給する以外のときは、その基本給額はその月の計算期間の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 職員が所定の勤務時間に勤務しないときは、この勤務しないことにつき第10条に規定する勤務時間当たりの給与を減額して支給する。

5 遅刻は第3条に規定する期間において3日をこえる場合、その合計時間が30分未満の場合は、これを30分とし、30分をこえる場合は30分を単位として、切り上げる。

ただし、交通機関の事故等本人の責に帰さない場合を除く。

### (家族手当)

第6条 家族手当は同一世帯に属する扶養親族のある職員に対して支給する。

2 家族手当の支給については、次に掲げるもので他に生計の途がなく主とし

てその職員の扶養を受けているものを扶養家族とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの。）

(2) 満18歳未満の子、孫、弟、妹

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 不具廃疾者

3 前項第1号から第4号までに該当する家族手当の月額は、1人につき10,000円とする。

4 家族手当は、新たに職員となったものに扶養親族がある場合においては、そのものが職員となった日の属する日から支給し、すでに扶養親族のある職員に扶養親族の変動が生じた場合、その生じた月の翌月から該当扶養親族に関わる扶養手当を支給し、又は削減する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用する職員に支給する。ただし、職員が徒歩によって通勤した場合の距離2キロメートル未満であるものを除く。

2 通勤手当は、職員の通勤に必要な普通料金定期券の価格に相当する金額を支給する。

(超過勤務手当)

第8条 正規の勤務時間を越えて、勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき第10条に規定する勤務時間1時間当たり給与額に100分の125（その勤務が午後10時より翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第9条 職員が休日に勤務を命ぜられた場合、勤務1時間につき第10条に規定する勤務時間当たりの給与額の100分の125を休日給として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第8条、第9条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、その月の給与総額より家族手当、通勤手当を控除し、その額を1日の勤務時間に25を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日を基準とし、それぞれの基準日に在職する職員に対し支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給より上半期に支給する場合においては、1.2か月分、下半期に支給する場

合においては、1.8か月分に当たる額とする。ただし勤務1年未満の職員に対しては、それぞれの勤務日数を勘案して支給する。

(臨時手当)

第12条 臨時手当は、物価の変動が著しい場合に、職員のすべてに支給する。

2 前項の臨時手当の支給額並びに支給日は、理事長が給与委員会の決定を経てこれを定める。

(休職者の給与)

第13条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり休職を認められた場合は、労働基準法第12条及び第39条により定められた給与を支給する。

2 職員が前項以外の負傷又は疾病にかかり休職を認められた場合は、そのものの、基本給並びに扶養手当の合算した額の100分の60を支給する。

3 前項の休職期間が満1か月を超える場合、理事長が該当職員のその後の処置を決定する。

(付 則)

この規程は、昭和50年4月1日より施行する。

(付 則)

この規則は、昭和54年8月3日より施行する。

(付 則)

この規則は、平成3年6月17日より施行する。